

地域計画策定に係る第一回「協議の場」 次第

開催日時:令和6年3月4日(月)
～令和6年3月14日(木)
開催場所:各地区公民館等

1. 挨拶

2. 説明

地域計画とは(趣旨)

地域計画の内容

目標地区について

目標達成までの流れ

今後のスケジュール

アンケートについて

3. 質疑応答

4. その他

5. 閉会

地域計画策定に係る第一回「協議の場」説明資料

1. 地域計画とは

農業者の高齢化や農業離れが加速し、今後地域の農業をどのように維持していくかが全国的に大きな課題になっています。

・基幹的農業従事者数の減少

平成22年度:205万4千人→令和2年度:136万3千人(約69万人・33%減)

・農業者の高齢化(基幹的農業従事者総数のうち65歳以上の割合)

平成22年度:61%→令和2年度:70%

そこで、おおむね10年後を見据え、地域の農業をどのように維持・発展させていくか、地域の農地を誰が利用していくかを明確化するための計画(地域計画)を策定します。

地域計画は、法改正により策定が義務化された計画で、令和7年3月までに策定する必要があります。

2. 地域計画の内容

地域計画

計画書

地域の農業関係の各目標を
記載した計画書
(参照)地域計画の記入例

目標地図

今後も農地として利用すべき農地は
どこか、誰がどの農地を今後利用
していくか等を明示した地図

3. 目標地図について

誰がどの農地を利用していくかについては、農業者の減少に対応するため、少ない農業者で効率よく農地利用を行う事が求められます。その為、今後の協議の中で認定農業者・認定新規就農者(農業の担い手)を中心に農地の集積・集約*を行い、農地利用の効率化を行っていきます。

(目標地図に位置付けられることで…)

目標地図に位置付けられた農地は、貸し先の変更等について原則目標地図に即して行っていくこととなりますが、目標地図は農地ごとの将来の受け手をイメージとして示すものであり、これによって権利が設定されることも、将来の権利設定が確定することはありません。また、目標は随時変更可能です。

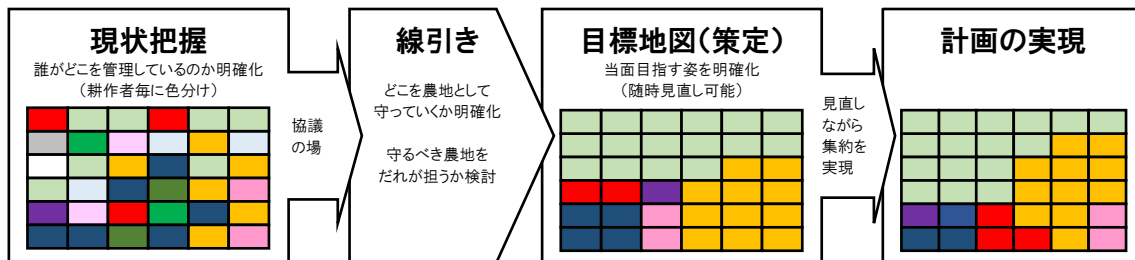
※集積:農地を所有したり、借り受けたりすることで、耕作する農地を拡大すること

※集約:農地の権利の交換等により耕作する農地を隣接させ、農作業の効率化を図ること

4. 目標達成までの流れ

目標地図は、当初策定時の目標を必ず達成しなければならないものではなく、必要に応じて変更を繰り返し、最終的な「農地の集約」に向かって進んでいきます。

また、目標地図が策定されたからと言ってすぐに地図に即した農地の受け手と農地の貸し借りが必要というわけではなく、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいという、長い目で達成していく目標になります。



そのため、当初策定段階では、あくまでも「地域農業にとって理想的な姿」を目標として策定したいと考えています。

5. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 令和6年3月中旬まで | 第一回協議の場 |
| 令和6年3月中旬～4月末 | アンケート回答 |
| 令和6年5月・6月 | アンケート結果集計、情報の整理 |
| 令和6年7月頃 | 第二回協議の場 |
| ※協議の場は、令和6年度に複数回開催を想定しています。 | |
| 令和7年3月 | 地域計画策定 |

地域計画は、各地域の農業・農地の将来を方向付ける大切な計画となります。皆様が自分の事として、積極的に協議にご参加いただきますようお願いいたします。

地域計画

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、.....)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	〇〇 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	〇〇 ha
② 田の面積	〇〇 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	〇〇 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	〇〇 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	〇〇 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇 ha
(備考)遊休農地面積〇〇ha(うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha) ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。 ・担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。 ・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて新規作物〇〇を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。 ・A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇 %	将来の目標とする集積率	〇〇 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a(令和〇年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 ○ 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稲、麦	10 ha	- ha	水稲、麦	13 ha	- ha	A	E
認農	□□□□	水稲、果樹	5 ha	- ha	水稲、果樹	8 ha	- ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5 ha	- ha	野菜	7 ha	- ha	C	D
認農	(株)〇〇	水稲、野菜	30 ha	- ha	水稲、野菜	50 ha	10 ha	D	—
集	●●営農組合	水稲、大豆	40 ha	10 ha	水稲、麦	40 ha	20 ha	E	—
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	F	D
サ	△△(株)	耕起、播種、収穫	- ha	- ha	耕起、播種、収穫	- ha	10 ha	G	—
農協	◇◇農業協同組合	耕起、田植、収穫	- ha	- ha	耕起、田植、収穫	- ha	20 ha	H	—
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		90.5 ha	10 ha		119 ha	60 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	□□組合	収穫	飼料作物
3	(株)◇◇◇◇	播種	飼料作物
4	☆☆☆☆(株)	詰込・ラッピング	飼料作物
5	△△農業協同組合	田植え・播種	飼料作物
6	▲▲協議会	花粉交配等	蜜源作物
7	●●センター	草刈り作業	水稻等

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	50	うち計画同意者数(人・%)	45 (90%)
-------------	----	---------------	----------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

目標地図作成の先行事例【A地区】滋賀県B市

地区の主な作物

水稲、大豆、野菜

地域区分

中間農業地域（統計区分）

地区内の耕作面積

26.5ha

今後中心経営体を引き受ける耕地面積

6.6ha

中心経営体数

7経営体（認農6、集落営農1）

1. 地区の概要

○地区の課題

- ・ 耕作者の高齢化
- ・ 近隣集落の担い手との共存により農地を守っていく体制づくり

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用し、中心経営体へ農地の集約化を図る。



2. 作成経緯

当初作成年次 令和3年3月（実質化）（目標地図作成）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

- ・ 市職員はじめ関係機関が「将来図の作成＝当然すべきことである」との認識を持って、人・農地プランの作成を推進している。
- ・ プラン作成のきっかけは、現在の耕作者の多くが70歳以上と高齢で、40～50代の方が将来への危機意識を持ち、集落営農を始めたいとしたこと。集落営農組織と、地域の農業者に当面集積する形で耕作者を決定。集落営農の研修会を実施し、将来についてのアンケートを配布して「集落営農に任せたい」ほ場を集積することとし、アンケート結果に基づき原案を作成。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たった課題や出し手・受け手からの意見】

「集落の農地は集落で守りたい」という意識が強く、「他集落の担い手をどう扱うのか」という課題があり、近隣集落の担い手とも共存しながら農地を守っていく体制作りが必要である。

【課題や意見への対応】

- ・ 当面集落内の方の農地のみを集積した後、入り作者との調整を行うこととし、入り作者のほ場については当面現状維持とする将来図を作成。
- ・ 最初から集落外の方の意見を聞いているとまとまりにくいと考えて、まずは集落内での意見を集約した。

【出し手・受け手の意識の変化】

地図を作成することで、具体的な推進方向のイメージをつかむことができた。

4. 目標地図

【当初令和3年】



【目標地図(5年～10年後)】



目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】 福井県小浜市

地区の主な作物	水稲
地区内の耕作面積	26ha
中心経営体数	6 経営体 (認農2、認農法1)

地域区分	中間農業地域 (統計区分)
------	---------------

今後中心経営体引き受ける耕地面積	12ha
------------------	------

1. 地区の概要



- 地区の課題
- 兼業農家が営農の中心となっており、兼業農家の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。
 - 担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯雑の状態である。
 - 農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10a規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。

- 中心経営体への農地の集約化に関する方針
- 集落の担い手個人5名及び1法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。
- 上記方針を実現するために必要な取組に関する方針
- 担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
 - 農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

2. 作成経緯

当初作成年次 平成29年10月
変更年次 令和3年3月 (実質化)

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

- 【作成に至るきっかけ】
- 人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。
 - その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たった課題や出し手・受け手からの意見】

- 集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話し合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。
 - 中心経営体となる担い手以外に、もう少しばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。
- 【課題や意見への対応】
- 農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえよう、集落在住の親戚等を通じて、話し合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。
 - もう少しばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。
 - 中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

【出し手・受け手の意識の変化】

- 耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。
- 地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。
- 60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

4. 目標地図

【当初(令和元年度)】



【途中(令和2年度当初)】



【目標地図(令和2年度末)】

